

ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱

令和4年6月30日

環境森林部環境森林課

(趣旨)

第1条 県は、2050年のゼロカーボン社会の実現に向けた取組を推進するため、予算で定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 別表第1の事業区分欄の①県内事業者エネルギー転換緊急支援事業を行う者にあつては、宮崎県内に事業所を置く法人その他団体（国、市町村を除く。）又は宮崎県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業主（同表のメニュー欄の電気自動車等導入支援事業を行う者にあつては、運送事業者又は旅客自動車運送事業者に限る。）であること。
- (2) 別表第1の事業区分欄の②県民生活エネルギー価格高騰対策・脱炭素化支援事業を行う者にあつては、宮崎県内に現に居住し、宮崎県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額又は補助率は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、

この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、別表第2のとおりとする。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。)の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を提出して報告しなければならない。

- (1) 同項第1号に該当する場合 補助対象事業変更承認申請書(別記様式第5号)
- (2) 同項第2号に該当する場合 補助対象事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第6号)
- (3) 同項第3号に該当する場合 補助対象事業遅延等報告書(別記様式第7号)

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

2 規則第15条の規定による補助金の額の確定後において補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書(別記様式第8号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に別表第3に掲げ

る書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 2 月 28 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- 2 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第 12 条 規則第 21 条第 1 項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第 2 号及び第 3 号の規定により知事が定める財産は 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものとする。

- 2 規則第 21 条第 1 項の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は前項の規定により処分を承認するときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

（書類の提出部数等）

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 30 日から施行し、令和 4 年度の予算に係るゼロカーボン推進事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 12 日から施行し、令和 4 年度の 9 月補正予算に係るゼロカーボン推進事業補助金から適用する。

別表第1（第3条関係）

事業区分	メニュー	補助対象経費	補助額又は補助率
①県内事業者エネルギー転換緊急支援支業	電気自動車等導入支援事業	電気自動車の導入に要する経費	定額（一般社団法人次世代自動車振興センターが定める「令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程」第5条の規定により公表された銘柄ごとの補助金交付額の上限額の、3分の2に相当する額（1,000円未満切り捨て）。ただし、1台あたり50万円を上限とする。）
		充電設備の設置に要する機器購入費	補助対象経費の合計額の4分の1以内（1,000円未満切り捨て。ただし、1事業者あたり100万円を上限とする。）
	脱化石燃料支援事業	化石燃料をエネルギー源とする設備を電気をエネルギー源とする設備への更新に要する経費（ただし、設備を更新する事業所の所在地が、法人その他団体の代表者や個人事業主の住居となるものを除く。）	補助対象経費の合計額の2分の1以内（1,000円未満切り捨て。ただし、1事業者あたり150万円を上限とする。）
	再エネ及び省エネ設備導入支援事業	再生可能エネルギー発電設備の導入及び省エネルギー機器への更新等に要する経費（ただし、設備の導入等を行う事業所の所在地が、法人その他団体の代表者や個人事業主の住居となるものを除く。）	補助対象経費の合計額の2分の1以内（1,000円未満切り捨て。ただし、1事業者あたり500万円を上限とする。）
②県民生活エネルギー価格高騰対策・脱炭素化支援事業	太陽光発電設備等導入支援事業	発電した電気を自家消費することを目的として導入する太陽光発電設備の購入費及び設置工事費	1kWあたり3.5万円
		本事業で導入した太陽光発電設備の付帯設備として導入する蓄電池の購入費及び設置工事費（た	補助対象経費の合計額の3分の1以内（1,000円未満切り捨て。ただし、1kWhあたり5.2万円を

	だし、1kWhあたり15.5万円以下 (工事費込み)のものに限る。)	上限とする。)
高効率給湯器導入支援事業	化石燃料をエネルギー源とする給湯設備からコージェネレーションへの更新に要する設備の購入費及び設置工事費	補助対象経費の合計額の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)
断熱改修支援事業	既存の窓ガラスから、より断熱性の高い製品への更新に要する設備の購入費及び設置工事費	補助対象経費の合計額の3分の1以内(1,000円未満切り捨て。ただし、1者あたり120万円を上限とする。)

※ 本事業における「再生可能エネルギー発電設備」とは、発電した電気を全量自家消費することを目的として導入される発電設備をいう。

別表第2（第5条関係）

事業区分	交付申請書の添付書類
<p>① 県内事業者エネルギー転換緊急支援事業</p>	<p>(1) 事業経費に関する見積書（2社以上。ただし、電気自動車にあつては1社。）。なお、充電設備に係る見積書は、機器購入費と工事費の内訳がわかるものとする。</p> <p>(2) 次に掲げる申請者の区分に応じて、それぞれ定める書類</p> <p>ア 法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記簿謄本又は現在事項全部証明書 <p>イ その他の団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款等 ・ 代表者の住民票（発行から3か月以内のもの）。 <p>ウ 個人事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票の写し（発行から3か月以内のもの） ・ 青色申告に係る納税地が県内の住所地、居住地又は事業場等の所在地であることを証する書面（事業所得に係る納税通知書の写し等） <p>(3) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）</p> <p>(4) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第3号）</p> <p>(5) 第2条第4号に係る誓約書（別記様式第4号）</p> <p>(6) その他知事が必要と認める書類</p>
<p>② 県民生活エネルギー価格高騰対策・脱炭素化支援事業</p>	<p>(1) 事業経費に関する見積書（ただし、太陽光発電設備と蓄電池を導入する場合にあつては、それぞれの事業費が区分できるもの。）</p> <p>(2) 住民票の写し（発行から3か月以内のもの）</p> <p>(3) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）</p> <p>(4) 第2条第4号に係る誓約書（別記様式第4号）</p> <p>(5) その他知事が必要と認める書類</p>

別表第3（第11条関係）

事業区分	補助金実績報告書の添付書類
①県内事業者エネルギー転換緊急支援事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実績書（別記様式第1号） (2) 収支決算書（別紙様式第2号） (3) 写真（電気自動車を導入する者にあつては、導入した車両を撮影したもの（ナンバープレートが確認できるように撮影されたものを含むこと。）、設備設置を行う者にあつては設置した設備並びに当該設備の設置前及び設置後の状況を撮影したもの。） (4) 事業に係る支払等の証拠書類（請求書、領収書又は払込金受取書等） (5) 事業に係る契約の証拠書類（自動車検査証、契約書等）
②県民生活エネルギー価格高騰対策・脱炭素化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実績書（別記様式第1号） (2) 収支決算書（別紙様式第2号） (3) 写真（設置した設備並びに当該設備の設置前及び設置後の状況を撮影したもの。） (4) 事業に係る支払等の証拠書類（請求書、領収書又は払込金受取書等） (5) 事業に係る契約の証拠書類（契約書等）